

資料－１２ 自由提案事業及び自由提案施設事業における参考価格

1. 自由提案事業における行政財産の使用料の参考価格

(1) 土地使用料

土地使用料	月額 1 2 7 円 / m ²
-------	-----------------------------

(2) 建物使用料

建物使用料	月額 1, 3 3 7 円 / m ²
-------	--------------------------------

※上記使用料は、令和 3 年 3 月時点で算定した額である。

※行政財産の使用許可は年度を超えない範囲で最長 1 年とする。ただし、更新を可能とし、更新時に使用料は改定する。

2. 自由提案施設事業における貸付料の参考価格

土地貸付料	月額 4 8 円 / m ²
-------	---------------------------

※上記使用料は、令和 3 年 3 月時点で算定した額である。

※貸付料は 3 年ごとに改定する。

3. 自由提案施設事業に係る保証金

苫小牧市契約に関する規則による。

4. 自由提案施設事業に係る貸付期間

貸付期間は、15 年以上 30 年未満とし、事業者の提案に委ねるものとする。貸付期間には、自由提案施設事業者による施設建設工事に要する期間及び施設の除却等に要する期間を含む。

5. 留意点

- ・ 上記価格は応募者の提案にあたっての参考金額である
- ・ 実際の使用料及び貸付料は、「当該年度の自由提案事業における行政財産の使用料」又は「当該年度の自由提案施設事業における貸付料」による
- ・ 初回の使用料は、(仮称) 苫小牧市民ホールの供用開始前に算定し、決定するものとする
- ・ 初回の貸付料は、事業用定期借地権設定契約締結前に算定し、決定するものとする

- ・カフェ・レストラン又はその代替として設置する自動販売機に係る行政財産の使用料は徴取しない。なお、カフェ・レストランの代替として事業者により自動販売機を設置する場合は、軽飲食の販売スペースに限るものとし、詳細は市と協議により定める。
- ・その他の自動販売機は、市が設置する者を定める。